様式第21号(第8条関係)

番　　　　　号

年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市福祉事務所長

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項においてその例によるも

のとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

　支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

　なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。

記

（参考１）

* 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第14条　　（略）

2・3　　　（略）

4　この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考２）

* 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第29条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項 に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 　要保護者又は被保護者であつた者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 　前号に掲げる者の扶養義務者　氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2　別表第一の上欄に揚げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表下欄に揚げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料のを行うものとする。

第24条　保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三　（略）

四　要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五　（略）

* 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）

第2条の2　法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。